

そういう強いチェックではなくて参考意見という程度であれば、先ほどこれは風間委員がおっしゃっていたように、参議院の権限を弱めればいいのではないかなというふうに思います。ですから、参議院に何を求めるかというところから説き起こしてそのありようを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、二つ目は、内閣の在り方ということで、総理大臣の権限を強化しようという方向で議論がたくさん出ていたと思っておりますけれども、総理大臣は、議院内閣制における総理というものは、多数派に基盤を置くトップでありますから、元々システム上、非常に強い権限を持ったトップであります。ですから、むしろそういう強い権限の総理をどうコントロールするかというのが内閣の知恵の出どころではないかというふうに思っております。強い権限を持った総理も個人の資質としてはやっぱり限界がありますので、余り全ての権限を総理に集中してしまおうと、巨大化した権限は使い方が難しくなるかと。

総理個人をサポートする人が、そうしてしまおうと必要になってくるというわけでありまして、例えば、昔でいうと側用人のような人、あるいは今風に言うとシンクタンクのな総理を補佐する人が必要になってくる。そうすると、今度は逆に、総理の権限の使い方が不透明になってくるというふうな感じもいたします。

私の見るところ、むしろ閣僚の調整能力をもっと発揮した方がいいのではないかなと。閣僚あるいは政務三役も含めて、各省に入っている政治家の人たちが各省の利益代表になってしまおうと、これはその省庁間の調整はうまくいかないというところになるわけで、どうしても官邸、最終的には総理が出ていかなくちゃいけなくなってしまうと。そうでなくて、各省庁にいる大臣を始めとする政治家の調整能力が発揮できれば、総理の負担も軽減でき、そして省庁間の対立も緩和をされていくということだろうと思えます。

もう一つ申し上げると、それも一つの政治主導

の現れだと思えますけれども、もう一つは役所内の政治主導の問題で、私が役所時代に感じていたことは、トップダウンの政治主導を余り強く打ち出しますと問題が発生するということが多いと思えます。ですから、政治主導の発揮の在り方も、やはり先ほど岡田委員もおっしゃっていましたように、官僚をうまく使いこなす政治主導が求められていくと思えます。

そういう意味では、トップダウン的な政治主導は非常にやっぱり弊害が私には大きいと役所時代に思っております。むしろ逆に、ボトムアップ的な政治主導といいますが、官僚をうまく使っていくやり方があります。

役人は役人として、やはり各省庁の中でその歯車となつて仕事をしておりますので、なかなか、個人的にはこう思うんだけれども、やっぱり役所のシステムの中で個人の声を上げられないという場合も多々あります。そういう、役所の中においては調整の付かないことというのは非常にたくさんあるんです。私自身も仕事をしています、これはもつと政治家がリーダーシップを発揮してくればいいのになと思つていたこともありました。

そういうところで適切に大臣、副大臣、政務官、政治家が出ていって、適切な調整して断を下すというふうにするのが、恐らくは官僚をフルに使う、その上で政治家がうまく政治主導を發揮するということいい関係ができるんじゃないかなというふうにも思いました。

以上、私の感想を申し上げた次第でございます。

○会長(武見敏三君) ありがとうございます。

ほかに御発言はありますか。

どうぞ、吉川さん。

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。今回のこの調査会のテーマは「議院内閣制における内閣の在り方」ということで、五回、それぞれの有識者、知見のある方からお話を伺つてまいつたかと思っております。

特に私印象に残りましたのは、「議院内閣制下での参議院の果たすべき役割」というテーマの回がございました。我々参議院として、この二院制の在り方ももちろん考えていかなければならないと思えます。本日、皆様それぞれ当事者でございますが、本会議、予定されていたものが開会できないまま今に至っております。これはもちろん政府側の様々な不手際があつたかと思えますが、参議院の果たすべき役割、こういったことからも考えられると思えます。

この調査会のことではございませんが、例えば、最近、法務委員会という委員会がございますが、そこで会社法が議論になっております。これは、衆議院で見付けられなかった法的な内容の瑕疵があるのではないかとこの議論も出ております。二院制で参議院があつたからこゝろ、議論を重ねたからこそ問題点が明らかになつて、参議院の果たすべき役割はそれなりに果たせているものと思えます。

そして、今日、それぞれの委員の先生方から御発言がございました中で、お二方ほどから道州制と地方分権改革について御議論ございました。今日、本会議で本来も今頃議論されておつたはずですが、地方自治法の改正案がございました。この地方自治法の改正案は、基本的に地方制度調査会の中での答申を受けて、これが原案になつて改正されたものでございますが、様々なことが書かれております。大都市制度のことや中核市や特別市の統合、そしてまた連携協約の制度等、様々なこととありますが、その中に、今後の自治体の在り方の在り方を示唆するような内容もござい

ます。

その中で、これから、先ほど江口先生の方からも御発言がございましたけれども、極点社会と言われるように、人口減少社会で自治体も消滅をすることも踏まえまして、それぞれの自治体間で横の水平連携を取ると同時に、それでもなお及ばない自治体に関しては都道府県が補完をしていく、

こういう水平連携と垂直連携の仕組みをつくるような、こういう形の答申が出されておりますけれども、それも道州制の議論にも資するものでありますし、道州制とは異なるようなことも読めるような形の答申を書かれていくということ。

これ、我々は、この国会をして内閣の在り方を考えていくに当たつても、一つの物の見方ではなく、先ほど古賀委員からもいい御発言があつたかと思えますが、それぞれ、トップはいずれ替わります。そのトップに余りにも強い強大な権限、これをいつもいともうまいこと使いこなせる方がトップであればいいですけども、皆さん人間が、誰かがトップに就くわけですから、必ずしもそうであるとは言えない。だからこそ、我々立法府として果たすべき役割、今日、本会議が飛んだのも、我々が国会としてではなく、政府の側の方がその壇上でやり取りをして、その結果、いろんな手続がまわることが見付かつて、今日、本会議が開けない。私、七年目ですけれども、このような事態は初めてでございます。こういうことがございました。

行政府と立法府、それぞれ課せられた役割は違つております。国会と内閣もそれぞれの役割、重要な役割がございますので、そういう一つ一つの問題を考へるに当たつては、それぞれの知見のある方から御意見をいただきまして、これを踏まえて、私たち立法府に身を置く人間として、内閣の在り方もそうですが、国会が果たすべき役割というものを考へていくに当たつて貴重なそれぞれの先生方から御意見をいただきましたので、これから先生方から御意見をいただくようにしていきたいと思つております。

ありがとうございます。

○会長(武見敏三君) ありがとうございます。

では、堀井君。

○堀井敏君 御発言の機会をいただきましたありがとうございます。

今回、「議院内閣制における内閣の在り方」ということで様々な知見を得ることができました。

が、特にその中で感じましたのは、今お話もありましたように、参議院というものの役割ということについて特に深く考えることがございました。やはり議院内閣制の下では、衆議院の場合はどうしても、これは多数派を構成した党がやはり内閣を支えるという、そのような役割をどうしても担いますので、やはりこの参議院というものが改めて、これは二院制ということで、衆議院で審議したものをもう一度参議院で第二院として審議するという役割も、もちろんその重要性は変わるころはありませんが、同時に、言わば内閣の様々な意思決定については、立法府としての役割としての参議院というのは、また衆議院と違った意味で極めて重要な役割を担っているということをしては改めて確認をしたところであります。

そのことが、どのようにすれば国民の方々にも、今のこの日本の憲法の統治機構の体系の中で理解いただけるか。これは与野党を超えて、この参議院というものの役割について、共にこれはメッセージをしつかりと出して理解を求めていかなければならないということも感じたところでございます。

そういう意味では、やはり私は、様々なこの国会の中でのルール、国会改革のこれまでの形とはまた違った形でのこの国会改革に取り組む姿勢というのが私はやっぱり極めて大事ではないかというふうに思います。どうしても国会というものは、私も外から見えておりましたが、やはり与野党は与野党としての行動がありますし、やはり野党の場合には野党としての様々な行動があるかと思えます。これは衆議院でも同じでありまして、参議院でも同じであったかと、よく似ているところがあつたかと思えます。国対と言われる部分の動きというのはその一例ではないかと思えますし、この自民党が野党時代には、やはり野党としての様々な行動ということがあつたのではないかと、今日の本会議のことも含めてのこともお話しましたが、これは私、ちょっと別の意味で

の感想は持つていてるわけですが、何と云うか、やっぱりこの参議院というものが、この審議というものをどのように我々自身が捉えているか。厳しく、この点はまずいんだということを言うことと、また、この参議院というものが、我々がこの中で国会での審議というものをどういう次元で認識しているかというの、これはこれからはやはり継続的に、与野党を通じて、これまで様々な積み上げがたつた言わば国対ルールというもののほかまた次元を超えて、こういった調査会での検討あるいは質疑、様々な意見の蓄積をしつかりと踏まえながら、引き続きやっていく必要があるのではないかと、このように思っているところでございます。

○会長(武見敬三君) ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。時間がまだ多少残っておりますので、言いたいことがある方は是非どうぞ。

じゃ、まず井原さん。

○井原巧君 じゃ、まず、今の堀井委員とも関連するんですけども、私も新しく加わつて感じたことでもありまして、一つは議院内閣制のことも二院制を採用しながらまた議院内閣制をどう採用しているかという我が国の憲法の理念を考えたときに、一つは、衆議院と内閣からの牽制というのには非常に大きなものがある。逆に、衆議院の方は内閣総辞職という不信任案を出せるというその強い権限がありますけれども、参議院の場合、ねじれ国会で経験したように、参議院がねじれた方が非常に国政が停滞する可能性の危険性が非常に高いと、こう言われています。

ですから、本日は法が求めているものというものは、議院内閣制で政府・与野党一体という言葉というのは、実は本日は衆議院と内閣の関係なんだろうというふうなふうに思っています。ですから、これはいいか悪いかは別でありますけれども、参議院が内閣に干渉するということ、入閣するというのが本当にいいのか悪いのかというのが恐らく原点だろうと思うんです。ですから、政府に議院から入っていくというのは、本来求めるところというところ、多分衆議院が本来の今の形からいうと理念ではないのかというの、思っているのが一点です。

しかしながら、そうはいいながら、法律外のことにも政党政治というものを導入していますから、衆参とも選挙という中で政党政治が生まれてくるから、幾分か参議院も内閣に加わっているというのが今の実態であろうというふうに思っておりますから、その原点を忘れないような院の在り方というものを考えていくべきだというふうな思っております。

もう一点は、これは非常に大きな問題となりまして、憲法についてですね。その改正が全

て駄目だという、それは九条の問題とか、そのところが非常にクローズアップされているんですけども。

できてもう六十年以上たつような憲法でありまして、例えは衆議院の優越の話で、予算とか条約とか、これが三十日条項がありますよね。それは、じゃ、その憲法を作ったときになぜこういうものが優先事項として求められたかというところ、それは執行において大きな影響を与えるだろうというふうな想定されたわけですね。条約もこれはやっぱり国際的な問題に波及する、予算は国民生活に波及する、だから、もしも二院がもめたときにはやっぱりこれは三十日条項でちゃんと成立させようよと。こういう理念からいって、その当時の昭和の戦後と今ではまず現状として交通状況が違いますね。もう一つは、情報化時代になって、世界のボーダーレスとか、要するに時間距離が明らかに変わっているわけですよ。

それがいまだに百五十日国会で、三十日の優先事項があつて、そのことについて、別に憲法がいい悪いじゃないんですよ、実務的にその憲法の中に明記されていますから、その辺のことを全く議論しないというのが、果たして逆の、ほかの議事とかほかの企業の経営の時代とか世界の流れとか、そのことにこの私たちの国会というものがちゃんと即応することができているのかということを検証する必要があるような時代に私は間違いない、別ですけれども、そういうことをしっかりと議論することがやはり国民の負託に應えることではないのかと。

このように自分の考えを述べさせていただきます。発言を終わりたいと思います。

○会長(武見敬三君) ありがとうございます。他に御意見、いらつしやいませんか。あと三分だけ残っています。

じゃ、風間君。

○風間直樹君 済みません、度々。